

◎ 2つの給付金の申請手続きについて

● 申請方法

日野町から6月下旬に、給付対象となる可能性のある人(※)に申請書など関係書類を送付します。申請書に必要事項を記入し、本人確認や講座確認の書類を添付のうえ、同封の返信用封筒を利用し申請してください。なお、窓口でも申請を受け付けています。詳しくは案内文書をご覧ください。

(※) 給付対象の可能性のある人・・・①平成26年度の町民税(均等割)が課税されていない人
②平成26年1月分の児童手当を受給している人

公務員の皆さんへ

◆公務員で、所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。

◆勤務先から「申請書」および「児童手当(特例給付)受給状況証明書」が配布されますので、申請期間内に提出してください。

◆申請受付期間が過ぎてからの申請や、決められた申請先と異なる市区町村への申請は受け付けませんのでご注意ください。

● 提出書類

- ・ 郵送された申請書
- ・ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証の写し)
- ・ 指定した口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)

● 申請受付期間

平成26年7月1日から平成26年9月30日まで

● 給付金の受け取り方法

提出された申請書を審査した結果、給付要件を満たしている場合は、申請書に記載された指定の口座へ入金します。

● ご注意

- ・ 受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。
- ・ 原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で日野町に住民票のない人の申請は受け付けできません。

【申請方法および制度に関する問い合わせ先】

役場健康福祉課 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当 (電話 72-0334)



武田みゆきさん
(根雨)
【根雨1・2区】



瀬田精豪さん
(安原)
【津地・安原】

《退任》

このたび次の皆さんが退任されました。●瀬田 剛さん(津地・安原)
ありがとうございました。●杉山 潔さん(根雨1・2区)

日野町民生児童委員協議会からのお知らせ
民生児童委員2人を委嘱
このたび、民生児童委員としてご尽力いただきました瀨田剛さん(津地・安原地区)、杉山潔さん(根雨1・2区)の退任に伴い、6月1日付で瀨田精豪さん、武田みゆきさんが厚生労働大臣から民生児童委員に委嘱されました。任期は平成28年11月30日までです。

お知らせします。 2つの給付金。

臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

◎臨時給付金とは？

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことから、所得の低い人への負担の影響に配慮し、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給することになりました。

◎支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に日野町の住民基本台帳に登録されている人で、平成26年度町民税（均等割）が課税されていない人

※課税されている人に扶養されている人や生活保護の受給者である場合などは対象外となります。

◎支給額

- ▶支給対象者1人につき1万円
- ▶支給対象者で次のいずれかに該当する人は、1人につき5千円を加算
 - ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

**子育て世帯
臨時特例給付金**

対象者

1月分の
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

◎子育て世帯臨時特例給付金とは？

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことから、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図るため、臨時的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給することになりました。

◎支給対象者

基準日（平成26年1月1日）に平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）受給者で平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

◎対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外

◎支給額

対象児童1人につき1万円



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。